

社会福祉法人鳳会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳会の理事並びに監事（以下「役員」という。）に支給する報酬について、定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員は、各年度の総額が8,000,000円を超えない範囲で支給する。

- 2 理事長の報酬は、月額43,000円とする。ただし、月額報酬の上限を600,000円とする。
- 3 役員が、理事会等に出席した場合の報酬は月額5,000円（手取り）を支給する。

(支給方法)

第3条 報酬の支給日は、翌月10日とする。ただし、その日が、金融機関休業日の場合はその前営業日とする。

ただし、第2条第3項の支払いについては当日払いとする。

附則

この規程は平成29年6月14日から施行する。